東京成徳大学・東京成徳短期大学

障がい学生支援ガイド

TOKYO SEITOKU

東京成徳大学・東京成徳短期大学障がい学生支援委員会

２０２５年４月版

目次

Ⅰ．はじめに 1

Ⅱ．障がい学生支援の基本的な考え方 2
　１．社会モデルと社会的障壁 2
　２．不当な差別的取り扱いの禁止 3
　３．合理的配慮 4
　４．対象とする活動の範囲 7
　５．教育的対応（教育的配慮） 7

Ⅲ．主な障がいの概要、修学上の困難と支援例 8
　１．視覚障がい 9
　２．聴覚障がい 11
　３．肢体不自由 13
　４．内部障がい、慢性疾患、難病等 14
　５．発達障がい 15
　６．精神障がい 19

Ⅳ．本学における支援体制 22
　１．東京成徳大学・東京成徳短期大学障がい学生支援に関する基本方針【全文】 22
　２．支援体制 22
　３．よくある質問 23

Ⅴ．その他 25
　１．環境の整備 25
　２．多様性を理解する視点 25

Ⅵ．関連情報・参考文献 27

＊この冊子では、法令・通知等を除き、「障害」の表記は「障がい」と統一しています。
＊東京成徳大学・東京成徳短期大学を「本学」と表記し、一般的に大学・短大を指す場合は「大学等」と表記します。
＊この冊子で使われているフォントは障がいのある方も読みやすいとされる「ＵＤフォント」を使用しています。

Ⅰ．はじめに

【国の障害者施策の主な動向】

2007 年　障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）　署名（2014 年に批准）

2011 年　障害者基本法施行

2016 年　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行：不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、環境整備が義務づけ

2024 年　改正障害者差別解消法施行：事業者（私立大学含む）にも合理的配慮の提供が義務づけ

【私たちに求められていること】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること

【大学・短期大学の責務】

障がいのある学生が、障がいのない学生と同様に「教育を受ける権利」を享有・行使できるよう、

・障がいのある学生に対して障がいがあることを理由に障がいのない学生とは異なる扱いをすることで、障がいのある学生の権利利益を侵害してはならない。➡不当な差別的取扱いの禁止

・障がいのある学生からの要請に基づき建設的対話を行い、本質を変更せず、過度な負担にならない範囲で必要な配慮を大学等が提供する。➡合理的配慮の提供

＊合理的配慮を的確に行うために、事前的改善措置により教育環境の整備を図ることも必要である。

【教職員の皆さんへ】

障がい学生支援は、障がいのある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であり、教職員一人ひとりが能動的に取り組むことが必要です。また、教職員と学生が協力しあって取り組むために、教職員が障がい学生支援に関する理解を深めることが求められます。

この冊子には、障がい学生支援に関する基礎的・基本的事項が記載されています。必ずご一読いただきますようお願いいたします。

【学生の皆さんへ】

・あなたの周りで、何か困っていそうな学生（目に見える障がいもあれば、そうではないものもあります）は、いませんか？　そんな時、声をかけたり、この冊子を参考にお手伝いをしたりしてみませんか。

・障がいがあるために、学生生活で困っていることはありませんか？　合理的配慮を申請する場合はもちろん、合理的配慮が必要かわからないけれど困っている、といった場合でも、まずはキャンパスライフ支援課や担任等に、気軽にご相談ください。

Ⅱ．障がい学生支援の基本的な考え方

Ⅰ．社会モデルと社会的障壁

（Ⅰ）障がいの捉え方の変遷（医学モデルから社会モデルへ）

1980 年に WHO が発表した国際障害分類（ICIDH）において障がいは、個人の心身機能から生じた問題であり、対処には医学（治療やリハビリ）を要する、とみなされていました（医学モデル）。

しかし、2001 年に WHO が改訂した国際生活機能分類（ICF）では、障がいは個人の心身機能のみならず、社会（環境）との相互作用によって生じるものである、という社会モデルの考え方が取り入れられました。

現在では、社会モデルが国際的に主流となっています。障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法も、社会モデルの考え方に基づいています。

（2）医学モデルと社会モデルの違い

・社会モデルは、障がいは社会（環境）との相互作用により生じるものと捉え、社会的不利（ハンディキャップ）軽減の手段を、個人の機能の改善に求めるのではなく、社会の側の環境改善に求めるものです。

車椅子では階段が利用できず、
先に進みたくても進めない。

【医学モデル】
障がいは個人の問題
→クリアできるか否かは、治療や訓練、個人の努力にかかっている

【社会モデル】
障がいは社会の問題
→環境を改善することで、社会的障壁（バリア）をなくす

（3）社会的障壁（バリア）とその除去

・社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（障害者基本法第２条の２、障害者差別解消法第２条の２）を指します。

・社会的障壁（平易な表現ではバリア）があることで、障がいのある学生の活動が制限されたり、参加が制約されたりする可能性があります。この社会的障壁を除去することが重要であり、本学の責務でもあります。

【大学等で想定される社会的障壁の例】

・段差はあるがスロープがなく、車椅子では通れず校舎や教室に入れない
・提出物は手書き以外は認めない、などの明確な根拠がない決まり事（授業の目的や到達目標により設定、判断することが必要）
・スライドの文字が小さくて読みにくい
・座席の指定により講義内容が聞こえない
・障がいは他人事、障がいは努力で克服できる、などの無知や無関心、偏見

２．不当な差別的取り扱いの禁止

（Ｉ）不当な差別的取り扱いとは

「障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害がない学生に対しては付さない条件をつけることなどにより、障害のある学生の権利利益を侵害すること」（文部科学省，2024）とされています。つまり、障がいがあることを理由に障がいがない学生とは異なる対応をすることを指します。

【具体例】

・車椅子や支援機器等を利用している、介助者の付き添いがある等を理由として、受講や研究指導、実習や行事参加を拒否する

・合理的配慮が提供できないことを理由に、受講や研究指導、実習や行事参加を拒否する

・障がいがあることを理由に、施設・設備の利用を拒否したり、窓口対応を後回しにしたり、成績評価に差をつける

・合理的配慮を提供したことを理由に、成績評価に差をつける

【注意点】

・障がいのある学生の事実上の平等を促進し、または達成するために行われる対応は、不当な差別的取扱いではない

・障がいのある学生を障がいのない学生より優遇する対応（いわゆる積極的改善措置）や、合理的配慮を提供するために障がいのない学生とは異なる対応をすること、合理的配慮を提供等するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障がいのある学生に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない

・「障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的にみて正当な目的の下に行われたもの」は正当な理由となるが、「事故の危惧がある、危険が想定される」などの一般的・抽象的な理由は、正当な理由に当たらない

３．合理的配慮

（１）合理的配慮とは

・障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受けることができるよう、障がいのある学生からの支援・配慮の申し出により、障がい学生と大学等で建設的対話※を重ねながら、大学等が必要かつ適当な変更、調整を行うことを指します。

※建設的対話とは

どうしたら社会的障壁（バリア）が除去できるか、お互いに話し合い、理解を深め合うことで、障がいのある学生と本学の両者にとって、無理のない・ちょうどいい落とし所を見つけ調整していくことです。学生の要望通りにはできない場合も、お互いに話し合い、代わりの手段・方法を見つけるようにする過程を指すことも含まれます。

・合理的配慮は、障がいの特性や、社会的障壁（バリア）の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なる、多様で個別性が高いものです。そのため、柔軟な調整が必要となります。

・原則として、障がいのある学生本人からの申し出がスタートとなりますが、本人からの申し出が難しい場合は担任教員等が当該学生との対話を試みながら、合理的配慮による支援という選択肢を提供する場合もあります。

＊合理的配慮は、障がいのある学生に特別の権利を認めるものではなく、他の学生と同等の権利を保障するものです。つまり、合理的配慮は、保護や特別の恩恵ではなく、基本的な人権の保障なのです。

＊合理的配慮は、結果（例えば、評価や単位取得、資格・免許取得、卒業・修了等）を保証するものではありません。

＊合理的配慮は、障害者権利条約の原文“Reasonable accommodation”の邦訳であり、気づかいや思いやりとは異なる概念です。

（２）合理的配慮を判断するための構成要素

支援・配慮が合理的であるかどうかは、主に以下の７項目に基づいて判断されます。

① 個々のニーズ：社会的障壁の除去に関する、個々の具体的なニーズに基づくことが必要です。「〇〇障がいだから、この支援方法」と一律で一方的に決定することは不適切です。

② 社会的障壁の除去：Ⅱ．Ⅰ．(p.2)参照

③ 非過重な負担：合理的配慮は、大学側の過重な負担にならない範囲であることも必要です。ただし、過重な負担の明確な基準はないため、個別の事案ごとに、これらの要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することになります。

④ 意向の尊重：障がいのある学生本人の意向を最大限尊重します。これにはプライバシー保護の意向も含まれており、建設的対話を通して、本人の意向を確認しながら合理的配慮を提供する必要があります。本人の意向を確認しないまま支援の方向性を決めることも避けなければいけません。

⑤ 本来業務付随：本学教職員の本来の業務に付随するものであることを前提とします。例えば、歩行困難のある学生に対してリハビリテーションは実施しませんが、休み時間の移動に困難があり社会的障壁が生じる場合は、教室の割り振りや遅刻への対応を行うことは、本来業務に含まれると言えます。
⑥ 機会平等：障がいのない学生と同等の機会を提供する必要があります。Ⅱ．Ⅰ．(p.2)参照
⑦ 本質変更不可：教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたる対応（教育目標や公平性を損なう評価基準や卒業要件の変更、合格基準を下げるなど）は行わず、3 つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバス等に明記された教育目的、授業の目標・内容・評価方法等に基づき、合理的配慮の提供において変更できる点と変更できない点を検討する必要があります。

・教育機関として本来的に行うべき業務ではない内容、講義の到達目標（本質的事項）に対して変更及び調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容や他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などは合理的配慮に該当しません。学外実習においても同様の考え方です。
・合理的配慮の内容は、学生の障がいの状態、本学の体制など様々な要素を鑑みて建設的対話を通して検討し、学生と本学との合意形成を図ることが必要となります。
・学生の要望をそのまま合理的配慮として提供することが困難な場合もあります。そのような場合は建設的対話を通し、別の方法で学生の困りごとを解消・軽減できないか、検討することが求められます。

（3）合理的配慮決定のプロセス
・合理的配慮の検討は、原則として学生本人からの申し出によって始まります。
・障がいのある学生で、配慮が必要であるにもかかわらず、申し出がうまくできない状況にある場合には、本人の意向を確認しつつ、申し出ができるよう支援する必要があります。
・本学における合理的配慮決定のプロセスは、Ⅳ．２（p.22,23）を参照してください。

（4）合理的配慮申請の根拠となる資料
・その学生にとってどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として根拠資料を求めることになります。そのため、根拠資料から、障がいの状況と配慮の関連が確認できることが必要になります。
・原則として医師の診断書等の根拠資料が必要ですが、診断書等がない場合は障がいの状況が客観的に認められる検査結果等での代用が可能です。
【根拠資料の例】
・障害者手帳の種別・等級・区分認定
・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
・標準化された心理検査等の結果
・学内外の専門家の所見
・高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料

（5）建設的対話
・建設的対話とは、「障がいのある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話合い」のことを指します。
・障がいのある学生の要望通りの配慮の提供が困難な場合には、できない理由を説明し、建設的対話により相互理解を深め、目的に応じた同等の効果が得られる代替手段を見つけるように、障がい学生本人とともに検討し、合意を得るというプロセスを経ることが重要です。
・障がいの状況の変化や学年進行に合わせ、不断の建設的対話を行っていくことが必要です。

・障がいのある学生にとって、セルフアドボカシー（自己権利擁護:自分に必要な支援を理解し要望として伝えること）は、社会に出てからも必要です。自ら主張することが苦手な学生もいますが、教育機関として、教職員は自己理解や意志の表明をサポートすることも求められます。
・建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため、注意が必要です。
・合理的配慮は、授業担当者や特定の教職員の個人判断で決定するのではなく、障がい学生との建設的対話も踏まえ、組織として最終決定がなされるようにすることが重要です。このことを教職員全体が意識をしながら、障がい学生に対応することが必要です。

（6）合理的配慮の見直しとモニタリング

・障がい学生の状態や進級などの環境の変化、技術の進歩や社会情勢等により、障がい学生のニーズは変化していきます。合意された配慮内容は学生からの申し出等により更新する必要があります。
・本学では一度合意された支援内容の変更が必要な場合は、当該学生から申し出てもらうこととなっております。ただ、支援の提供開始後、授業等での学生の様子が通常と異なる場合は、本学の側から声をかけてヒアリングを実施する場合もあります。

（7）事例

ここまで説明してきた内容をご理解いただくための事例を紹介します。実際には、ここに記載した内容をそのまま行うのではなく、原則に則った上で、個々のニーズおよび状況に応じ対応することが必要です。

①建設的対話を怠った事例（教員が本人の意向を聞かず、独断で配慮内容の範囲・方法を決定したケース）

特に関連する原則、キーワード等

教員「発達障がいがある学生は社会性に課題があると学びました。グループワークは負担が大きいだろうと思い、グループワークに参加させず代替課題を課しました。」「障がいがあって大変でしょうから、代替課題が提出できなくても単位認定しようと思っています。」

学生「障がいを理由として参加機会が提供されなかった、と感じています。」
「障がい者は何もできないって思われているようで、悲しいです。」

個々のニーズ

意向の尊重
本質変更不可
機会平等
建設的対話

【このケースの問題点】➡学生の意向を聞かずに支援・配慮を教員側の勝手な解釈で一方的に提供し、不当な差別的取り扱いという結果になったこと

◆学生の意向を聞かず一方的な配慮をしたために、不当な差別的取り扱いという結果に陥ってしまいました。また、教育の本質（評価）を変更した上、他の学生との公平性も損なっています。建設的対話を心がけるのはもちろん、安易な変更により学生の学修機会を奪わないよう留意することも必要です。
◆グループワークにおける支援例はⅢ.（p.8～）を参照してください。

②本質変更不可に関する事例（建設的対話を行い、教育の本質を変更しないよう調整を試みたケース）

特に関連する原則、キーワード等

学生「精神障がいのために通院が必要で、授業を欠席してしまうことがあります。欠席分をレポート提出に替えていただくことは可能でしょうか？」

個々のニーズ

教員「この授業は実験があり、実体験することが必要となりますのでその回のレポート提出での代替対応はできません。」

意向の尊重

社会的障壁の除去

学生「わかりました。他に、出席に関する配慮の方法はありますか？」

本質変更不可

教員「授業目標に照らして、数回の欠席は容認されるので、欠席分は課題を提示するのでレポートの提出をもって代替対応します。」

建設的対話

学生「他にも心配なことがあります。欠席の際、同じグループの他の学生に迷惑をかけてしまうことが辛いです。一方で、病気のことを知られるのは不安です。」

教員「あなたの許可なく、病気のことを他の学生に話すことはありません。」「他の学生の理解を得たい、できそうな範囲を伝えておきたいといった希望があれば、いつ、誰に、どのように伝えるかを、一緒に考えましょう。」

【このケースの良い点】➡教育の本質を変更しないように調整を試みたこと。また、実施できない理由を明確に説明し、代案を検討したこと。

◆合理的配慮の内容は、個々の具体的なニーズに基づき、学生の意向を尊重しながら根拠資料等も踏まえて検討します。授業担当教員は、配慮申請合意書の内容を踏まえて、授業ごとに内容の検討を行った上で、本質変更にならないように支援・配慮を提供してください。

◆配慮申請合意書に記載の支援・配慮を提供することが難しい場合は、その理由を学生に説明してください。また、当該学生と建設的対話を行い、社会的障壁を除去するための、別の形での支援・配慮を検討することになります。代案が見つからない等、お困りのことがありましたら、障がい学生支援委員会までご相談ください。

◆学生の障がい等を、本人の許可なく他の学生に伝えることは望ましくありません。しかし、支援・配慮の内容によっては、支援と守秘の両立が困難なこともあります。学生とよく話し合い、検討することが必要です。

４．対象とする活動の範囲

入学に関する事項（入学前のオープンキャンパス・進学説明会等、入学試験を含む）、学級編成、転学、除籍、復学、卒業・修了に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）、就職活動等の教育研究に関する事項が支援の対象となります。

５．教育的対応（教育的配慮）

障がい学生には該当せず合理的配慮の対象ではないものの、軽度の障がいによる困難を抱えている学生もいます。また、一時的な体調不良等で配慮を要することは、全ての学生において生じる可能性があります。このような場合には、当該学生からの申し出あるいは学科教員からの声かけにより話合いの場を持ち、必要に応じて教育的対応（教育的配慮）による支援の提供も視野に検討を進めてください。

Ⅲ．主な障がいの概要、修学上の困難と支援例

次ページからの内容に関する留意点をご確認ください。

・主な障がいの概要：あくまで代表的なものであり、掲載した内容以外の困難がある学生もいます。また、症状によっては、明確な診断名がつかない場合もあります。

・障がいの重複により発現する状態の複雑さ：「文字の読みに困難があり、発達障がいの診断を受けているＡさんには、見えにくさを軽減する支援により、文字が多少読みやすくなる」「精神障がいの影響で、特にざわざわしたところで聞き取りにくさが生じるＢさんには、聴覚障がいのある学生への対応が役に立つ」といった、診断名だけでは把握しにくい状態が生じたりすることもあります。

・障がいの状態は個人の状況で異なる：同じ診断名であっても、その程度や現れ方は個人で異なります。障がい学生へのヒアリングや診断書・意見書等から、個々の学生の障がいの状態を十分に把握することが必要です。その上で、診断名以外の障がいへの支援例も参照しながら、合理的配慮を検討する必要があります。

・各疾患について：疾患名はDSM-5-TR（米国精神医学会の精神疾患の診断分類、第５版の改訂）に基づき、一般的に馴染みのないものは通称や以前の名称を併記し、疾患の分類は、日本学生支援機構「障害のある学生への支援・配慮事例」に基づきました。

・修学上の困難：日本学生支援機構が公表している事例等を参照し、本学で学ぶにあたり生じやすい困難を取り上げました。

・支援例：本学で提供可能な配慮を中心に、支援の例を挙げています。必ずしも、ここに示した支援でなければならないというわけではありません。また、合理的配慮の検討は、前項までで示した原則に則って行うことが必要です。

Ⅰ．視覚障がい

（Ⅰ）視覚障がいとは

眼球や視神経等の損傷等が原因で、視機能（視力や視野等）の障がいが生じ、生活に制限がある状態を指します。

・盲、全盲：見えない・ほとんど見えない。視機能がほぼ活用できず、学習には視覚以外の感覚を使用する。

・弱視、ロービジョン：視機能（（２）参照）の一部の低下により、様々な見えにくさが生じる。視覚を用いた学習が可能。複数の見えにくさが重複する場合もあり、見え方は個人差が大きい。

（２）視覚に関する主な機能とそれぞれに生じる見えにくさについて

主な視機能とそれぞれに生じる見えにくさの代表的な例は以下の通りです。

・視力：細かいものが見えにくい

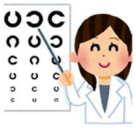

切れ目が正しく判別できるかをみています

・ピント調節：焦点をあわせることが難しく、ぼやけて見える

ピントが合わない状態

・眼球運動：動いているものを捉えにくい

・両眼視：立体感、遠近感の把握が困難

・光覚：通常の明るさでは暗すぎる、通常の明るさではまぶしすぎる、暗いところで見えない

まぶしすぎる状態

・視野：見える範囲が制限される

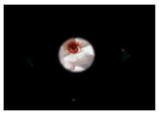

求心性視野狭窄：見える範囲は
中心部分の狭い範囲だけ

中心暗点：周辺部分は見えるが、
中心部分が見えない

・色覚の多様性：色の見え方のタイプにより、特定の色が見分けにくい

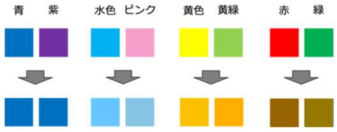

見分けにくい色の組み合わせと見え方の例

（3）修学上の困難と支援例

教科書、配布資料、試験問題、スライド等の読み取りが難しい	【板書、手書き文書】 ・大きい文字や太い文字で書く（見やすさは症状による） 【資料（投影・配布等）】 ・文字サイズの拡大。行間、字間は、適度に間隔を空ける。 ・ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を使用する。「メイリオ」「ヒラギノ角ゴ」等も比較的見やすい。 ・資料の拡大印刷 ・資料を電子データで配布する（学生の端末で拡大、光量調整等を行う） ・資料をテキストデータ化して配布する（音声読み上げソフト等を使用する場合） ・資料の図表や画像には、説明文等をつける ・スライドの白黒反転：背景を黒にすることで光の反射を抑え、まぶしさを軽減する ・カラーユニバーサルデザイン：できるだけ見分けやすい配色を選ぶ、色にのみ頼らず情報を伝える 【色の使用例】 ・コントラストをはっきりさせる　×基礎演習　〇基礎演習 ・色の使用により見分けにくくなる場合は、縁取り等で境界をはっきりさせる　提出　提出 ・音声読み上げソフトやサービスを利用する 【例】Text-to-Speech（有料）：リアルタイムで読み上げるサービス 【例】Word のイマーシブリーダー機能：Word 内のテキストの読み上げ等 【例】iOS のアクセシビリティ、アンドロイドのユーザー補助等：たいていい、読み上げ機能も含まれる 【例】Seeing AI（アプリ）：文字の読み上げ、状況を音声で説明する機能等 ※いずれも有料と無料の機能の違い、誤訳や守秘に関わる情報の扱いには注意が必要
手書きの提出物に時間がかかる	・提出用紙の拡大印刷 ・提出物の提出形式を変更する：PC で作成する、Forms で回答する等 ・時間延長を認める
音声読み上げソフト等と教員の講義の声と重なり聞き取れない	・資料は事前に配布し、自宅等で読んでくることができるようにする

２．聴覚障がい

（１）聴覚障がいとは

聴覚器官（耳や聴神経等）の損傷等が原因で、聞こえに関する障がいが生じ、生活に制限がある状態を指し、全く聞こえない状態（聾(ろう)）と聞こえにくい状態（難聴）に分けられます。難聴には、様々なタイプがあります。

・聾(ろう)：補聴器などを使用しても音声が判別できない状態、耳が聞こえない状態を指す。
・伝音性難聴：外耳、中耳の障がいにより、音の振動が伝わりにくく、音が小さく聞こえる状態。
・感音性難聴：内耳の障がいにより、音が歪み、不明瞭に聞こえる状態。
・混合性難聴：伝音性難聴と感音性難聴の両方がある状態。

障がいの部位に加え、下記の（２）の要因も関連するため、聞こえの状態は個人及び状況により大きく異なります。

なお、聴力は正常で、聴覚器官にも異常がないにもかかわらず、難聴のような症状がみられる「聞き取り困難（聴覚情報処理障がい）」のある学生もいます。

（２）聞こえの障がいに関連する主な要因、それぞれに生じる聞こえにくさ

・聴力：小さな声が聞き取りにくい、耳元の大きな声も聞き取れない
・周波数：高い声が聞き取りにくい、または低い声が聞き取りにくい
・環境：静かだと聞き取りやすいが、雑音や騒音下では聞き取りにくい

（３）修学上の困難と支援例

教員や受講生の発言が聞き取れず内容が掴めない、聞き間違いや聞き漏らしがある	・聞こえやすく口元が見やすい座席位置にする ・できる限り、ゆっくり、はっきり話す ・マスクを外し、口元が見えるようにして話す ・資料を事前に配布する ・FM 補聴器とマイクを使用する：大人数がいる教室でも、送信機（教員のマイク）の音（電波）が、補聴器（学生）に届く FM 補聴システムのイメージ図 ＊現在、本学には、ロジャー インスパイロがあります（キャンパスライフ支援課が管理）。型式に合う補聴器を使用している学生が、FM 補聴システムを利用できることになります。 ・音声文字化アプリやサービスを使用する 【例】Speech-to-text（有料）、UD トーク（無料／有料）：リアルタイムでテキスト化するサービス 【例】Stream、YouTube、Vrew：動画や音声データをテキスト化することができる ※いずれも有料と無料の機能の違い、誤訳や守秘に関わる情報の扱いには注意が必要 ・授業内容の録音・録画を許可する
グループワーク等で、内容や流れを把握できない、積極的に参加・発言ができない	・司会等の役割を決める、一人ずつ順番に発言する、発言の際は挙手してから話す、発言者はカードを持つなど、話し手が誰かわかるようにする ・グループ間の距離を空け、他のグループの声を軽減する ・（使用環境が整っていれば）FM 補聴器とマイクを使用し、発言する学生はマイクを使って話す

試験等の連絡や、予定変更等に関する指示が聞き取れず、対応できない	・重要な連絡事項等は板書、メール、UNIPA、配布物等で視覚化して伝える
内容理解が曖昧なまま返事をしてしまいトラブルになる	・前から話しかける、話しかけていることがわかるようにする ・理解ができたかどうかを確認しながら話す ・必要に応じ、筆談や音声文字化アプリ等を使用し、文字化して伝える

３．肢体不自由

（１）肢体不自由とは

四肢（手・腕、足・脚）や体幹（胴体）の損傷等が原因で、姿勢や運動の障がいが生じ、生活に制限がある状態を指します。

（２）姿勢や運動の障がいが生じる主な要因とそれぞれに生じる状態

・四肢の欠損：病気やケガにより、四肢の一部または全部を喪失している状態
・運動まひ：力が入らない、意図とは異なる動きをする、思うように動かせない状態
・関節拘縮（こうしゅく）：関節の曲げ伸ばしが思うようにできない、思うように動かせない状態

（３）修学上の困難と支援例

ノートテイクや課題、試験で書字に時間がかかる	・提出物の提出形式を変更する：PC で作成する、Forms で回答する等 ・提出用紙の拡大印刷 ・時間延長を認める ・板書の写真撮影を許可する ・授業内容の録音を許可する
教科書や資料がめくれない	・資料を電子データで配布する：学生の端末で閲覧する
移動、食事や排泄等に時間がかかり、遅刻をしてしまうことがある	・必要な場合は途中入室を認める
机の間を移動できない	・車椅子や杖等を使用していても受講できるよう座席を通路側にする
発話に困難があり、発表しても聞き取ってもらえない	・発表時間の延長を認める ・発話以外の発表方法を検討する
実験に必要な作業ができない	・グループでの役割分担を配慮し、理解の程度等に基づき評価を行う ・操作しやすい器具等の工夫をする

４．内部障がい、慢性疾患、難病等

（１）それぞれの障がいについて

①内部障がいとは

長期間にわたる、内臓（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓）の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障がいにより、生活に制限がある状態を指します。

②慢性疾患、難病等

・慢性疾患：内部障がいには含まれない、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー・アナフィキラシー、糖尿病、悪性新生物等で、長期間に渡り医療や生活規制が必要なものを指します。

・難病：筋ジストロフィー、ALS など、発病の原因が不明確で治療方法が未確立、長期の療養を要するもので難病法に指定されている病気にり患している場合を指します。

（２）内部障がい、慢性疾患、難病等に共通すること

・継続して医療機関の受診を必要とする

・継続して生活規制（健康の維持、回復、改善のために、運動、食事、安静、服薬等、守らなければならないこと）を必要とする

・疲れやすい

・病気にかかりやすい、病気の回復が遅い

（３）修学上の困難と支援例

定期的な通院が必要で、授業を欠席せざるを得ない	・履修登録時のアドバイス ・通院時の欠席の対応：配布資料を提供する、代替課題を課す
同じ姿勢で長時間着席し続けることが困難	・一時退室を認める ・入退室しやすい座席にする ・必要に応じ休憩を認める
トイレが頻回になり、授業中や試験中に退室が必要になる	・一時退室を認める ・入退室しやすい座席にする
体調により、急に服薬が必要になる、長時間の受講が困難、レポート作成に時間がかかる等が生じる	・授業中や試験中の服薬、飲水を認める ・一時退室を認める ・課題の提出期限を延長する
移動に時間がかかり、遅刻をしてしまうことがある	・必要な場合は途中入室を認める
発作が起こる可能性がある	・緊急時の対応（見守りだけでよい／すぐに保健室に連絡する等）を把握する ・学生と一緒に対応マニュアルを作成し、関係者で共有する（共有の範囲は学生と確認する）
運動制限や疲れやすさのため、一部の実技や活動に参加できない	・どの程度なら参加できるかを把握し、別の実技や課題等の代替案を検討する

５．発達障がい

（１）発達障がいとは

脳（中枢神経系）の働きの特性により、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等に偏りや問題が生じ、生活に制限がある状態を指します。ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠如多動症）、SLD（限局性学習症）が代表的です。

（２）主な発達障がいと特徴

① ASD（自閉スペクトラム症）：主に対人関係面（社会性、コミュニケーション）と、興味・行動の面に特徴が現れます。

ａ.対人関係面

言外の意味や比喩表現の理解、相手の気持ちを察すること、いわゆる「空気を読む」こと、暗黙のルールや常識の理解、オブラートに包んだ表現をすること、場の雰囲気や状況に合った振る舞い、顔の識別と記憶等に困難が現れやすく、対人トラブルにつながることがあります。また、中には、周りに合わせようと我慢し過ぎたり、空気を読み過ぎて疲れてしまったりする人もいます。

ｂ.興味・行動の面

特定の事物への強い執着、こだわりが強い、同じパターンの行動（話も含む）を繰り返す、決まった手順・ルーティンは得意な一方、急な予定変更でパニックになる、状況に応じた柔軟な対応や変更が苦手、といった特徴が見られます。

感覚過敏がある場合も多く、光を非常に眩しく感じる、色々な音が全部同じ大きさで聞こえるために本当に聞くべき話が聞き取りにくい、セーターの毛が針のように痛く感じられる、といった、特定の感覚刺激に対して不快や恐怖を感じます。自分ではコントロールすることが難しく、感覚から得られる情報を取り込みにくくなり、授業の受講に影響が出ることがあります。

ｃ.全体的な特徴、強み等

個人差はありますが、聴覚的な情報より、視覚的な情報に基づく理解が得意な傾向にあります。また、情報を全体としてまとめ上げるよりも、部分的・局所的に捉えることを得意とする傾向があり、細部まで気を配ることができる、コツコツと緻密な作業を積み重ねることができる、思ったことを率直に伝えられるといった強みがあります。

② ADHD（注意欠如多動症）：主に不注意、多動性、衝動性に特徴が現れます。

ａ.不注意

注意を向けるべきところに向けたり、注意を向け続けたり、必要に応じてコントロールしたりすることが苦手です。一方で、興味のあるものには過剰に集中し注意を切り替えられないこともあります。

ｂ.多動性、衝動性

動きが多く落ちつかない、衝動的な言動のコントロールの苦手さがあります。

これらの特徴は、うっかりミスが多い、集中して話を聞き続けられない、忘れ物が多い、整理整頓が苦手、待てない、順番を守れない、不用意な発言等として現れます。また、計画を立てることが苦手、目の前の楽しそうなことに気を奪われる、最後までやり遂げられない、複数の課題を同時にこなせない、時間の見積りが甘いといった特徴も見られ、睡眠の問題を抱える場合も多いです。

ｃ.全体的な特徴、強み等

直感的で柔軟な考え方ができ、創造性が高い、すぐに行動に移す力があるといった強みがあります。

一般的には、状況を整理しやるべきことを理解しやすくする、該当学生が取り組んだことに対しすぐにフィードバックをするといった環境調整が重要になります。加えて、本人が時間管理等のスキルを身につけたり、自身の特性を理解して学習スタイルを構築したりできるよう支援することも求められます。

③ SLD（限局性学習症）：全般的な知的能力に問題はないが、「読む」「書く」「計算する」等の特定の能力の一つまたは複数の能力の習得・使用に著しい困難を示す状態を指します。

a.「読む」能力の困難さ

文字や文章の読み誤り、内容を正しく読み取れない、読んでいる箇所がわからなくなる、読むのに時間がかかるといった特徴が見られます。人によっては、文字がにじんで見えたり歪んで見えたりする場合もあります。

b.「書く」能力の困難さ

似て非なる文字を書く、文字の大きさや形が整わない、文法や句読点の誤り、文章がまとまらない、書くのに時間がかかるといった特徴が見られます。

c.「計算する」能力の困難さ

計算ミスが多い、計算に時間がかかる、量や単位、時間の理解ができないといった特徴が見られます。

d.全体的な特徴、強み等

大学等では、「読む」「書く」「計算する」力を伸ばすために個別指導を行うより、環境調整により社会的障壁を除去し、その学生が持てる力を発揮できるようにする支援が想定されます。例えば、文章の読み上げにより内容を理解でき、研究を深めることができる、といったケースも考えられます。

（3）障がいの重複について

・同じ診断名でも、全ての特徴が同じように現れるとは限りません。また、複数の発達障がいが重複する場合も多く、個々の特徴や状態を丁寧に把握することが必要です。

・発達障がいのある学生の中には、努力不足と誤解され叱責され続けるといった経験を重ねたために、自尊心が低下し、抑うつや不安、被害的な捉え方が強くなるといった状態に陥っている場合や、精神障がいを併発している場合もあります。

（4）修学上の困難と支援例

大学生活を具体的にイメージしながら履修計画を立てることが難しい	・履修登録時のアドバイス
予定の管理ができない、提出期限を守れない、重要な締切や集合場所を忘れてしまう、複数の課題提出が重なった時に優先順位をつけて進められない	・一緒に具体的な予定を確認する、優先順位をつけるためのアドバイスをする ・スケジュール帳や予定管理アプリ、スマホのリマンダー等の使用を提案し、自身に合った方法の獲得をサポートする ・UNIPA、Teams、メール等、連絡や課題提出に用いるツールを統一する ・提出期限を延長する（この配慮により本人の力を最大限に発揮できるのであれば） ・個別にフォローの連絡をする
一度欠席（遅刻）しただけで単位取得を諦めてしまう	・個別に状況を確認し、適宜アドバイスをする

話を聞きながらノートをとる等のマルチタスクが困難で、内容理解にたどり着かない	・資料を事前に配布する ・板書の写真撮影を許可する ・授業内容の録音を許可する
話を聞き漏らしてしまい重要なことが伝わらない、発言者の意図と本人の理解に齟齬が生じる、指示がうまく伝わらず求められたことができない	・重要なことは複数回伝える ・指示を１回に１つの内容にする ・曖昧な表現、婉曲表現は避け、明確で直接的な表現を用いる ・重要な内容は文書等で伝える、図を描いて説明する ・記入例や手順表等を提供する ・「言われなくてもわかるでしょ」「友達に聞いておいて」で済ませず、本人に個別で直接伝える ・感情を伝える時は言語化する
グループワークやディスカッションにうまく参加できない（発言のタイミングがわからない、文脈に合わない発言をする、他者の意見を受け入れられない、相手の気に触る発言をしてしまう）	・司会等の役割を決める ・一人ずつ順番に発言する、発言の際は挙手してから話す、発言者はカードを持つ、発言の最後に「以上です」と言う、などのルールを明確にする ・ディスカッションを始める前に、テーマについて文章化する時間をとる ・話しすぎる場合は、発言の制限時間を決める ・本人が伝えたかったことを聞き、適切な表現を提案する ・教員やTAがサポートに入る ・可能な場合は代替課題にする
資料や試験問題を読むのに時間がかかる、読んで内容を理解することが難しい、読むことに集中すると教員の話が聞けない、文献を探すのに時間がかかる	・事前に資料を配布する ・資料を電子データで配布する（学生の端末で拡大、光量調整等を行う） ・資料をWordやPPTファイルで配布する（学生の端末で行間、字間、文字サイズを調整する） ・音声読み上げソフトの使用を認める ・漢字にルビをふる ・時間延長を認める ・レポートの提出締切を延長する
明朝体で書かれた文字が読みにくい、小さい文字が読みにくい、字間や行間が詰まっていると読みにくい	・ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）使用 ・資料の拡大印刷 ・字間や行間を広くとった資料にする ・資料をWordやPPTファイルで配布する（学生の端末で行間、字間、文字サイズ、フォント等を調整する） ・音声読み上げソフトの使用を認める
ノートテイクや課題、試験で書字に時間がかかる、枠内に収まるように書けない、手書きだと相手が読みにくい文字になってしまう	・提出物の提出形式を変更する：PCで作成する、Formsで回答する等 ・提出用紙の拡大印刷 ・時間延長を認める ・努力不足で汚い字を書いているのではないことを理解する

	・時間延長等が困難な場合、教育目標や公平性を損なわない範囲での代替の評価方法
書き間違いが多い、誤字脱字が多い	・授業目標に影響のない範囲で、書き間違いや誤字脱字の多さは成績評価に反映させない ・Word のスペルチェックや文章校正機能の使い方を教える ・提出前に AI 等を用いて校正することを認める
感覚過敏のため、まぶしさを強く感じ、スライドや白い紙の文字が見えにくい	・スライドの白黒反転：背景を黒にすることで光の反射を抑え、まぶしさを軽減する ・スライド提示時には教室の電気を消す ・リーディングトラッカーの使用を認める 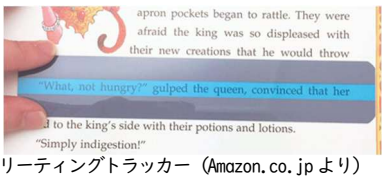 リーティングトラッカー（Amazon.co.jp より） ・室内でのサングラス（遮光眼鏡）使用の必要性を理解する
感覚過敏のため、雑音に紛れて教員の話が聞き取れない、他の学生が文字を書く音で集中できない	・静かな環境を保つようにする ・ノイズキャンセリングヘッドホンの使用を認める ・試験時の耳栓使用を許可する
座席にこだわりがあり、決まった席でないと座れない	・座席を調整する
レポートや卒業論文をまとめられない	・テーマ選択の助言をする ・マインドマップ等を使用する ・キーワードを書き出して構成を整理する ・書き方、まとめ方、アカデミックライティング等の具体的な手順を指導する、ひな形を提示する ・スケジュール管理方法を提案する
騒がしい場所ではひどく疲れてしまう	・休み時間に比較的静かな場所等を教える ・静かなスペースを用意する
納得がいくまで質問する、興味・関心があることは何度でも質問する	・能力の発揮、力を伸ばす可能性を認識し、学びを深められるように導く ・時間の制約がある場合は、あらかじめ伝えておく

（4）その他

・提出期限の延長や代替課題については、その配慮により当該学生が最大限の力を発揮できる場合に実施します。その際、本質変更をしない範囲で、他の学生との公平性を損ねないように、また成績登録締切を超えるといった教職員の過度な負担にならないように実施することが必要です。

６．精神障がい

（１）精神障がいとは

何らかの精神疾患があるために、生活に制限がある状態を指します。

ここでは大学生に多く支援の対象になる可能性の高いもののみ紹介しますが、それ以外の精神疾患も支援の対象になる場合があります。

（２）主な精神疾患と特徴

・統合失調症：幻覚（悪口を言われる幻聴等）、妄想（被害妄想等）、まとまりのない会話や行動、意欲や自発性の低下等の症状が挙げられます。睡眠障がい等を伴うこともあります。

・うつ病：

気分や認知面の症状→気分が強く落ち込む、ひたすら悲しくつらいと感じる、絶望感、喜び・興味などの消失、自分に価値がないと感じる、罪悪感、自分を責める、不安、焦燥、集中力の低下、物事を決断することが困難、人に会うのが苦痛、死にたくなる等の症状が挙げられます。

身体的症状→不眠または過眠、食欲減退または増加、疲れやすい、気力が出ない、頭痛、胃痛、下痢等の症状が挙げられます。

・双極症（躁うつ病）：上述のうつ病の症状と、躁症状（気分が過剰に高揚する、自信過剰、多弁、注意散漫、眠らずに活動し続ける、次々にしたいことを思いつき行動する、将来困った結果につながる可能性が高いこと（例：危ない投資に熱中する等）を、波のように繰り返す状態です。

・社交不安症：他者の注目を浴びる可能性のある場面（例：他者と雑談をする、人前で話す、人前で文字を書く、会食する(会食恐怖症)等）で強い恐怖や不安があり、その状況を避けるようになります。

・パニック症：身体的な異常はないにも関わらず、特定の状況下における突然の激しい動悸、息苦しさ、めまいなどの身体症状を伴った強い不安や死ぬかもしれないという恐怖（パニック発作）に襲われます。前に発作が起きたのと同じ状況を避けるようになります（例：電車の中で発作が起きた場合、電車に乗れなくなる等)。

・全般不安症：多数の物事について、長期にわたる過剰な心配と不安がある状態です。いらいらする、緊張、集中できない、慢性的な疲れ、睡眠障がいなど様々な症状があります。

・強迫症：強迫観念（無意味で不適切とわかっていても、同じ思考やイメージを繰り返す）と、強迫行為（強迫観念に伴って高まる不安を打ち消すために、過剰だと認識しつつもやめられず、駆り立てられる様に行う行為）が挙げられます（例：手が汚れているのではないかと何度も考え、何時間も手を洗い続ける)。

・睡眠・覚醒障がい：生理的な問題により、睡眠や覚醒に問題が生じる状態です。入眠困難を中心とする不眠障がい、睡眠リズムが乱れる概日リズム睡眠や覚醒障がい、十分に睡眠を取っても日中に突発的な眠気が生じて眠ってしまうナルコレプシー等があります。

・その他、場面緘黙や月経前不快気分障がい、過敏性腸症候群、物質関連症及び嗜癖症（依存症）等もあります。

（３）精神障がいに共通しやすい特徴

・症状により、通学すること、授業に集中すること、意欲的に取り組むこと、考えをまとめること、予定通りに課題を遂行すること等に困難が生じることがあります。

・気分の症状があると、些細な出来事や他人の発言に過敏に反応したり、被害的な捉え方をしたり、イライラしやすく攻撃的な発言をしてしまったりして、思いがけない対人関係上のトラブルが誘発されることがあります。

・他人との関わりが苦痛に感じる状態になると、連絡が取りにくくなる場合があります。

（4）修学上の困難と支援例

体調や気分に波があり、欠席が多くなってしまう、レポート作成に時間がかかる、提出期限を守れない、無理をすると体調が悪くなる	・履修登録時のアドバイス、無理のない履修計画 ・可能な限り学生から事前連絡するよう指導するが、やむを得ず連絡できない場合があることを理解する ・欠席時の対応：配布資料を提供する ・出席上の配慮を検討する ・課題の提出期限を延長する
人が多く騒がしいと疲れやすい、疲れやすいために休み時間等に休息が必要	・授業等では静かな環境を保つようにする ・比較的静かな座席を確保する ・休養できる場所の提供
座席によっては不安や緊張が極度に高まる、急激な不安や焦燥のために座っていられない	・一時退室を認める ・入退室しやすい座席にする ・比較的安心できる座席位置の配慮
睡眠の乱れがあり、朝起きられない、起床してから動き出せるまでに時間がかかる	・履修登録時のアドバイス ・必要な場合は途中入室を認める ・欠席時の対応：配布資料を提供する ・代替課題を課す等により、出席上の配慮をする
電車等の公共交通機関を利用できない	・履修登録時のアドバイス、ラッシュ時を避けるような履修計画 ・必要な場合は途中入室を認める ・欠席時の対応：配布資料を提供する ・出席上の配慮を検討する
対人緊張が強く、グループワークやディスカッションに参加できない、発言するまでに時間がかかる	・履修登録時のアドバイス ・グループワークのメンバーを調整する ・曖昧だと不安が高まる場合は、役割やルールを明確にする ・発言はせずメンバーの意見を聞くだけの参加を認める ・意見を付箋に書いてメンバーに見せる等の手段を認める ・教員がサポートに入る ・可能な場合は代替課題にする
大人数の前で発表ができない、他者の反応が不安	・履修登録時のアドバイス ・突然指名して発表させることは避ける ・発表できた場合は受容的に応じる（教員からの否定、薄い反応等により、さらに発表に対し不安になるため） ・教員の前で個別に発表することで代替する ・発表を自宅で録画して学生の前で流す、または動画を提出する等の代替手段も検討する
食堂、合宿等、人と一緒に食事が取れない	・一人で食事が取れる場所の整備 ・合宿等では、場所の変更、可能なら時間をずらす
障がいのことが周知されていないことで対人関係の問題が生じる	・当該学生と相談の上、周囲の学生に伝え理解を得るという選択肢を提示する

（5）その他

・出席上の配慮については、本質変更をしない範囲で、他の学生との公平性を損ねないように実施することが必要です。また、例えば、出席も代替課題提出も困難で、症状がかなり悪化している場合などは、授業や単位取得より治療を優先した方がよい場合があります。

・医師の意見書等も踏まえ、継続して治療を受けていること、社会的障壁により学修が制限されていること等を確認し、合理的配慮の検討を行います。

・症状やその強さは、時間の経過や環境、また、一日の中でも大きく変わることがあるため、支援ニーズも急に変化する場合があります。定期的に状況を確認し、支援を調整することが必要です。

Ⅳ．本学における支援体制

１．東京成徳大学・東京成徳短期大学障がい学生支援に関する基本方針【全文】

２０２４年４月１日制定

この基本方針は、東京成徳大学ならびに東京成徳短期大学が取り組む障がい学生の修学支援に関して、その基本となる方針を内外に示し、本学における障がい学生支援の推進に資することを目的とします。

【基本理念】

東京成徳大学ならびに東京成徳短期大学（以下「本学」という。）では、すべての学生・教職員が、ブランド・ステートメントに示す「多様性の中で共生する」という理念を体現するキャンパス作りを目指します。そのため以下の基本方針を定め、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と等しく教育研究に参加できる機会の確保ならびに支援を行います。

【基本方針】

１．学生の多様性を尊重することが、本学の教育研究にとって不可欠であることを基本認識とします。

２．障がいのある学生が、障がいのない学生と平等かつ公平に教育研究に参加できるよう、学生からの要請に基づき、建設的対話と調整を行い個々のニーズに合わせて合理的配慮を提供します。

３．障がいのある学生が、自立的に社会で活躍できるよう、その修学を支援するために必要な体制及び環境の整備に努めます。

４．すべての学生・教職員に対して障がい学生の支援について理解と啓発に努めます。

＊この基本方針における合理的配慮とは、障がいのある学生が他の学生との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。

＊学生本人からの要請が困難な場合、保護者からの相談も受け付けます。

＊入学志願者には入学試験等において合理的配慮を提供するものとします。

２．支援体制

（１）支援の流れ

①相談・申請書提出：合理的配慮を申請する場合はもちろん、合理的配慮について詳しく知りたい、配慮が必要かわからないといった場合でも、まずは担当部署（担任教員やゼミ担当教員、キャンパスライフ支援課等）にご相談ください。

②ヒアリング面談：学生に対し、担当部署の教職員が、具体的な障がいの状態やニーズ等についての聞き取りを行います。

③支援内容の検討：担当部署および所属学科にて、合理的配慮に該当するかどうかの判断および具体的な支援内容の検討を行います。

④合意形成：決定した支援内容について、学生と担当部署が一緒に確認を行います。合意できたら、合意書に署名をしていただきます。

⑤支援開始・フォロー：授業担当者等による支援が開始されます。合理的配慮に関する問題がある場合や、見直しが必要な場合などは、担当部署に申し出てください。

（2）対応フロー

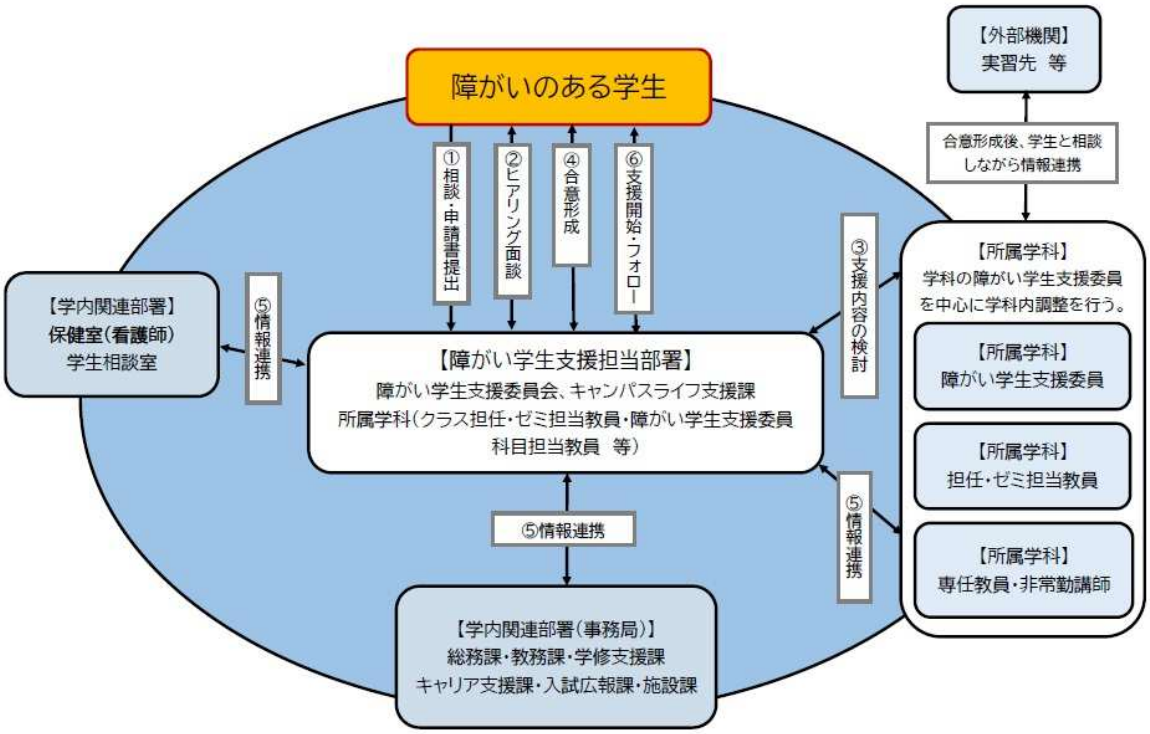

・各種様式等は UNIPA に格納します（教職員限定）。
・申請する学生には記入例をお渡しします。

3．よくある質問

Q.1　「配慮申請合意書の内容通りに、支援・配慮を提供しなければならないのでしょうか？」

・Ⅱ．3．（2）(p.4,5)に記載の「合理的配慮を判断するための構成要素」に基づき、授業担当教員が配慮申請合意書に記載の支援・配慮をそのまま提供しなければならない、ということはありません。授業ごとに内容の検討を行った上で、支援・配慮を提供してください。
・配慮申請合意書に記載の支援・配慮を提供することが難しい場合は、その理由を説明できることが必要です。また、当該学生と建設的対話を行い、別の形での支援・配慮を検討することになります。
・配慮申請合意書に記載されていない支援・配慮を追加で提供することは、学生との合意の上であれば問題ありません。
・判断に迷う場合は、キャンパスライフ支援課や障がい学生支援委員等にご相談ください。

Q.2　「学期の途中で配慮申請合意書が届きました。今から対応することは難しいのですが、どうしたらよいでしょうか？」

・学生には、申請から支援開始までに時間がかかることがあるため早めに申請してほしい旨を、HP にて伝えています。しかし、学期途中で障がいを負ったり状態が悪化した場合や、学生が学期開始以降に合理的配慮を要すると判断した場合等は、依頼が学期の途中になってしまうことがあります。

Q.3　「学生から直接、授業を担当する私に、配慮してほしいとの申し出がありました。どう対応したらよいでしょうか？」

・まずは学生の要望を聞いてください。十分に話を聞かずに教員の判断で支援・配慮の申請を断るのはNGです。
・過重な負担にならず、公平性等の問題が生じないものは、障がい学生か否かに関わらず、各教員の判断で教育的対応（教育的配慮）として行っていただいて構いません。
・合理的配慮を希望する学生は、前述の手続きが必要になりますので、担当部署（担任教員やゼミ担当教員、キャンパスライフ支援課等）に相談するように伝えてください。担当部署への相談について困っている場合は、授業担当教員から担当部署への橋渡しをしてください。
・判断に迷う場合は、キャンパスライフ支援課や障がい学生支援委員等にご相談ください。

Q.4　「困りごとが多いように見受けられる学生がいて心配ですが、声をかけたら、差別になってしまうのでしょうか？」

・声をかけただけでは差別にはなりませんが、障がいがある学生の中には、意志の表明が苦手、障がいがあることを知られたくない、といった様々な背景から、自分から申し出ることができない学生もいますので、声をかける際には相手への配慮を心掛けてください。
・「あなたは障がいがあって困っていますね!?」と一方的に決めつけるのはNGです。まずは具体的に困っていそうなことについて、声をかけてみてください。
・当該学生に直接声をかけにくかったり、判断に迷ったりする場合は、担任やゼミ担当教員等にお尋ねください。

Q.5　「オープンキャンパスで障がいのある受験生から相談がありました。どう対応すればいいですか？」

・その場で対応した担当者の判断で、受験の可否を決めたり、合理的配慮の提供を断ったりすることはNGです。受験生から相談があった場合は、よく話を聞いた上で、持ち帰って検討する旨を伝え、窓口（入試広報課）に報告してください。合理的配慮に関する相談が受験生やその保護者からあった場合、その場で回答することなく、速やかに入試広報課職員にお声かけください。
・「前例がない」ことを理由に合理的配慮の提供を断ったり、「カリキュラムや進路選択の困難性を一方的に説明し、それに耐えることができない」ことを理由に受験生自らが入学を断念するようにすることもNGです。

Ⅴ．その他

１．環境の整備

（１）大学等に求められる環境の整備

大学等には、障がいのある学生の意向が表明される前に、不特定の障がいのある学生を念頭に置いてあらかじめ行われる環境の整備も求められています。例えば、施設設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等が挙げられます。

環境の整備は、障がいのある学生への合理的配慮を的確に行うためにも必要です。

（２）授業における環境の整備

授業では、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づく環境の整備を行うことができます。これは、合理的配慮にとどまらず、すべての学生の学びに寄与する可能性が考えられます。

【例】

・講義内容を口頭（音声言語）だけで伝えるのではなく、文字化や図示化した資料を配布し、複数の感覚（視覚、聴覚等）による情報入力を可能にする

・課題提出にあたり、手書き、PC 作成、口頭での発表（音声言語）、イラスト等、複数の手段を活用できるようにする

※バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

２．多様性を理解する視点

ここでは、学生の抱える困難と教職員の認識にミスマッチが起きやすい例を取り上げます。

ここに記載する言動の背景は、どの学生も同じであるとは限りません。しかし、中には、自分の努力ではどうすることもできない事情を抱えている学生もいることを理解することが必要です。気になることがあれば、直接学生に声をかけ話し合ったり、担任等の学生をよく知る教職員に相談していただくことで、適切な支援につながる場合もあります。

・「教室でサングラスをかけている。不適切ではないか？」　→視覚障がいや感覚過敏のために、室内がまぶしすぎると感じているかもしれません。なお、感覚過敏（Ⅲ．５．（２）① p.15）は、障がいではありません。発達障がいのある人に現れやすいことがわかっていますが、障がいのない人でも、疲れていたり、心身の調子が優れなかったりする時に現れることがあります。

・「授業中も帽子を被っている。失礼ではないか？」　→ストレスや服薬の影響で、髪が抜けてしまったことを隠したいのかもしれません。

・「授業中、何度も退室する。サボっているの？」　→発達障がいや精神障がいのために落ち着かなかったり不安が強くなったりしているのかもしれません。難病のために、頻回にトイレに行く必要があるのかもしれません。

・「話しかけても視線が合わない。反抗しているのか？」　→発達障がいや精神障がいのために、相手の目を見ることが苦手だったり、目を合わせることが怖いと感じているかもしれません。

・「名前を呼ぶたび、少し嫌な顔をする。私のことが嫌いなの？」　→ジェンダーアイデンティティにより、特定の性別を想起させる呼称（〇〇君、〇〇ちゃん）に違和感を覚えたり、抵抗を感じるのかもしれません。なお、ジェンダーアイデンティティ自体は障がいではありませんが、ミスマッチが起きやすい例として掲載しました。

Ⅵ. 関連情報・参考文献

さらに詳しい内容が知りたいときは、以下の資料等をご参照ください。

（１）具体的な支援内容が示された資料

①本学図書館配架図書

福田真也（2017）大学生のこころのケア・ガイドブック ： 精神科と学生相談からの 17 章. 金剛出版.

中島美鈴・若杉美樹・渡辺慶一郎（2024）大学生の時間管理ワークブック ： ADHD タイプや発達障害グレーゾーンでも大丈夫! 効率重視でやる気が出る失敗しないマネジメント術. 星和書店.

高橋知音(編著)（2016）発達障害のある大学生への支援. 金子書房.

高橋知音・佐々木銀河・中野泰伺(編著)（2024）発達障害のある大学生のアセスメント ： 理解と支援のための実践ガイド. 金子書房.

②日本学生支援機構の Web サイトから見られる資料

日本学生支援機構（2015）大学等における障害のある学生への支援・配慮事例.
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html

日本学生支援機構（2015）教職員のための障害学生修学支援ガイド.
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/index.html

日本学生支援機構（2018）合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～.
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html

（２）障害者差別解消法に関する基本的な内容がわかる動画

JASSO 学生生活支援事業 channel（2023）令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（JASSO）
https://www.youtube.com/playlist?list=PL7Lk55IIwvengibr7e-XTRolaZFIgMDAg

1. 総論【令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編)】①
2. 不当な差別的取扱いの禁止【令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編)】②
3. 合理的配慮の提供【令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編)】③
4. 事前的改善措置【令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編)】④
5. 相談・紛争防止等のための体制整備【令和５年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編)】⑤

※いずれも 10 分程度の動画

（３）障害者差別解消法に関する文部科学省の通知等

文部科学省（2024）文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針について（通知）及び（別添）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

文部科学省（2024）障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html

文部科学省（2017）障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

文部科学省（2012）障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm

この冊子を作成するにあたり、前頁の資料の他、以下に示す文献等を参照しました。

青柳まゆみ・鳥山由子(編)（2020）新・視覚障害教育入門．ジアース教育新社．

CAST（2024）Universal Design for Learning Guidelines version 3.0 [graphic organizer]. Lynnfield, MA: Author.(学びのユニバーサルデザイン（UDL)ガイドライン 3.0 日本語版)

感覚過敏研究所（2023）感覚過敏とは？病気なの？どこに相談すればいいの？ 対策方法は？ さまざまな疑問にお答えします。 https://kabin.life/column/hyperesthesia/

川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司（2016）合理的配慮―対話を開く、対話が拓く.有斐閣.

國學院大学 教育開発推進機構 学修支援センター（2024）障がい学生の学修支援ハンドブック-多様な学生が学び合えるキャンパスの実現を目指して-.
https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/kyousyokuin

栗田正樹（2016）色弱の子を持つすべての人へ―20 人にひとりの遺伝子 増補改訂版．北海道新聞社．

九州大学障害者支援ピア・サポーター学生（n.d.）教職員の皆さん！こんな学生いませんか？－学生の多様性を理解するためのハンドブックー.
https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/handicapped-support/

文部科学省（2020）聴覚障害教育の手引.

村田淳（2024）［講演］障害のある学生への支援と合理的配慮について―これからの時代に向けた支援の体制づくりを考える―．甲南大学学生相談室紀要，31，2-24．https://doi.org/10.14990/0002000220

社会福祉法人ほくてん　北海点字図書館（2016）視覚障害について.
https://www.hokuten.com/document_disability.html

鈴木國文・内海健・清水光恵(編)（2018）発達障害の精神病理 I．星和書店．

高橋知音（2024）東京成徳大学・東京成徳短期大学　2024 年度第２回全学 SD・FD 研修会資料「障がいのある学生への合理的配慮　義務化によって教職員に求められること」.

東北大学学生相談・特別支援センター特別支援室（2019）障害のある学生の支援に関するガイドブック.
https://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/front-2-2/disability_services_office/ssr_publication/

東洋大学ウェルネスセンター・障がい学生支援委員会（2024）東洋大学障がい学生支援ガイド.
https://www.toyo.ac.jp/campuslife/student_support/handicap/

内海健・兼本浩祐(編)（2023）発達障害の精神病理 IV．星和書店．

和歌山大学障害学生支援室（2023）障害学生支援ガイドブック　障害学生の自立及び社会参加に向けた総合的支援～共生社会を目指して～．https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/cls/basic.html

※ウェブサイトについては、2025 年 3 月 12 日時点の情報です。